



別記第 4号様式

第一種フロン類回収業者  
第二種特定製品引取業者  
第二種フロン類回収業者

廃業届出書

年 月 日

熊本県知事

様

(届出者)

住所  
氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第十五条、第二十八

条及び第三十三条の規定に基づき  
第一種フロン類回収業者  
第二種特定製品引取業者  
第二種フロン類回収業者

届け出ます。

登録者氏名	所
登録番号	
初回登録年月日	
当該業務を廃止した年月日	

廃止の理由及び届出者の資格 (該当する個所を○で囲む)

1 廃止の理由	(1)死亡	(2)合併	(3)破産による解散	(4)合併及び破産以外の解散	(5)業の廃止
2 届出者の資格	(1)相続人	(2)法人を代表する役員	(3)破産管財人	(4)精算人	(5)個人又は法人を代表する役員

※ 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

※ この様式中不用の文字は、使途に従い抹消するものとする。

別記第 5号様式

(表面)

第 号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律  
第七十一条第一項の規定による身分証明書

所属  
職及び氏名

年 月 日 生  
年 月 日 発行

熊本県知事

印

横 12センチ

(裏面)

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律技料

(立入検査)  
第七十一条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、第一種フロン類回収業者、第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者、自動車製造業者等又はフロン類破壊業者の事務所若しくは事業所又はフロン類の回収の業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。  
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。  
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)  
第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。  
(一・二・三略)  
四 第七十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

平 平 発  
成 成 行  
十 十 所  
四 四 熊  
年 年 本  
二 二 県  
二 二  
月 月  
月 月  
十 十  
五 五  
日 日  
発 発  
行 行

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。  
ただし、第二条第二項、同条第三項、第十条、及び第十一条の規定については、平成十四年四月一日から施行する。

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地  
株式会社 秀巧社  
電話代 〇九六―二八六―三三二



古紙配合率100%